

はじめに

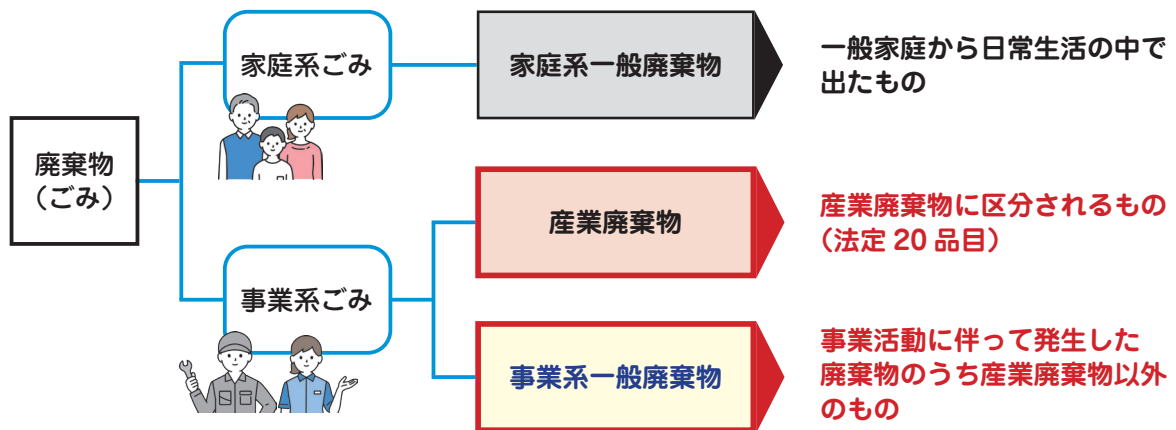
東広島市の廃棄物処理施設には、毎年約6.3万トンのごみが搬入されます。そのうち事業所から出る事業系一般廃棄物は約2.7万トンで、全体のおよそ4割を占めています。これらの中には、資源として再利用できる紙類など、リサイクル可能なものも多く含まれています。

本ガイドブックは、事業所の皆さま向けに事業系ごみの正しい出し方や減量・リサイクルの方法などの要点をまとめたものです。本ガイドブックを参考に、事業系ごみの分別・リサイクルの推進のための取組みにご協力いただければ幸いです。

廃棄物の区分と事業者の責務

廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類を「産業廃棄物」と定め、それ以外を事業系一般廃棄物としています。



- **事業活動**とは、会社・工場・事務所・店舗など営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公署など公共サービスなどや非営利の各種団体（NPOなど）・宗教法人なども含まれます。また、個人営業や農林水産業のごみも対象です。
- 事業活動に伴って発生した廃棄物がすべて産業廃棄物になるわけではありません。

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、資源の有効化利用の促進に関する法律など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物に関する事業者の責務 【廃棄物処理法 第3条】

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うことにより、その**減量に努めなければならない。**
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、**国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。**

自己処理責任

ごみの減量

市施策への協力